

運営規程について

1 趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、札幌市では「札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成 26 年 10 月 6 日 条例第 48 号）」（以下「条例」という。）を定めており、各施設においては、この条例第 21 条に基づき、施設の運営における重要事項に関する規程の作成が必要となる。

また、保育所については札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年 12 月 13 日 条例第 62 号）第 154 条第 2 項、地域型保育事業については、札幌市児童福祉法施行条例第 138 条の 37 においても規程の作成を定めている。

2 対象施設・事業者

新制度での給付対象となる施設・事業すべて

（認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業、事業所内保育事業）

3 運営規程に定める事項

以下に掲げる施設等の運営についての重要事項に関する規定を定めること。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 特定教育・保育施設の職員に係る職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあって、楽器を含む。）及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第 5 条第 2 項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項
（第 7 条第 2 項及び第 3 項に規定する選考方法を含む）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

4 規程の作成について

別に示す運営規程のモデル例を参考に作成すること。

5 学則（園則）との関係

運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基づき定める学則（園則）で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であ

り、別途、運営規程を作成する必要はない。

学則（園則）に定めていない事項がある場合には、別途、運営規程を作成する、又は学則（園則）に追加する必要がある。なお、学則（園則）は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の際に提出することが必要である。